

平成21年12月3日
消費者庁

消費者ホットラインについて

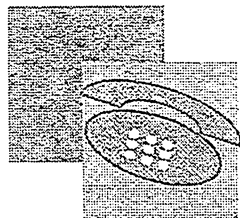
消費者ホットラインについては、9月14日より福島県・山梨県・島根県・香川県・沖縄県の5県で試行的実施を開始しております。

その他の地域での実施にあたっては、身近な消費生活相談窓口へのご案内できるように、各自治体をはじめとする関係者のご協力を得ながら、個別の調整と作業を行っております。

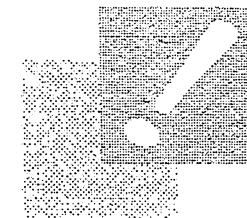
年内には所定の作業を終える見込みであり、来年1月中を目途に実施できるよう引き続き取り組んでまいります。

ご協力をいただいております関係者の皆様には恐れ入りますが、ご理解と引き続きのご協力をよろしくお願い申し上げます。

本件問い合わせ先：
消費者庁消費者情報課地方協力室
前田、小河
電話：3507-9174(直通)



消費者ホットライン



0570-064-370

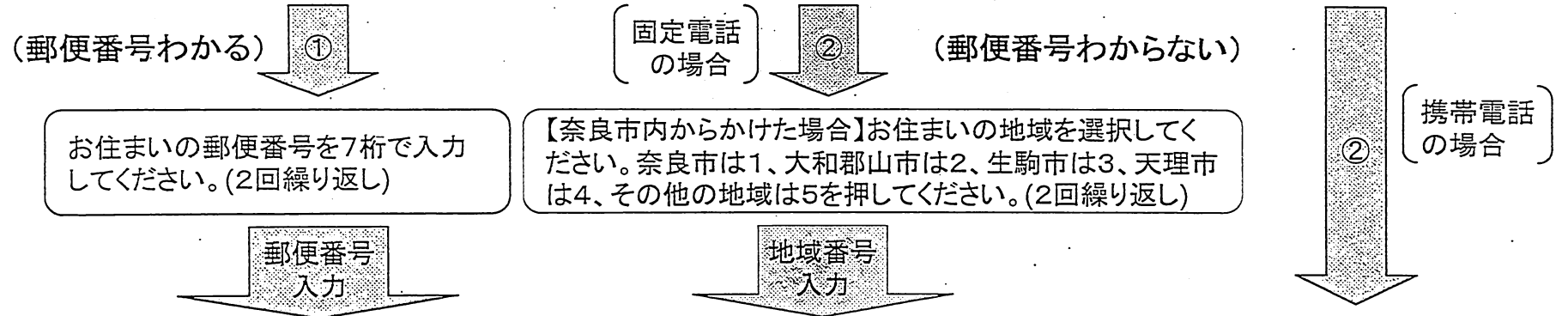
守ろうよ、みんなを！

消費者ホットラインは、消費生活相談の最初の
の一步を踏み出しやすくするものです。

➤平成22年1月12日より実施予定

消費者ホットライン接続パターン

こちらは消費者ホットラインです。最寄の相談窓口をご案内いたしますので、お住まいの郵便番号がわかる方は①を、そうでない方は②を押してください。(2回繰り返す)



住所地に消費生活センター(相談窓口)があり、開設日

市町村のセンター(相談窓口)に接続

市町村の開設時間は10~16時又は13時~16時が多く、16~17時など開設していない時間帯は下記のガイダンス

平日 9~17時

住所地の相談窓口が開設日でない

住所地に相談窓口がない

県センターに接続

土日祝 10~16時

国民生活センターの相談窓口へ接続

その他の時間帯

最寄の相談窓口は、奈良県(〇〇市)消費生活センターです。申し訳ありませんが、受付時間外ですので、平日〇時から〇時の間に、〇〇-〇〇-〇〇〇までおかけ直してください。(2回繰り返す)

平日 9~17時

県センターに接続

土日祝 10~16時

国民生活センターの相談窓口へ接続

その他の時間帯

ガイダンスで県センターを案内(左記のとおり)